

○柏市民交流センター運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏市文化・交流複合施設条例施行規則（平成24年柏市規則第57号）（柏市民交流センター（以下「パレット柏」という。）に係る部分に限る。）の施行に関し必要な事項を定める。

(ミーティングルーム及び多目的スペースの使用の単位数)

第2条 柏市文化・交流複合施設条例施行規則（以下「施行規則」という。）第9条第1項に定めるミーティングルーム及び多目的スペースの使用に関する、1日につき施設使用許可申請をすることができる単位数の限度について、以下に該当する場合に限り、利用者は使用の単位数の上限を超えて利用することができる。

(1) ミーティングルーム又は多目的スペース使用の際、利用者が利用を希望し、かつ施行規則第11条第1項の施設使用許可を受けたものがないときは、当日に限り、希望する使用時間の区分の直前の区分時間内に施設使用許可申請を行い、指定管理者の許可を受けた場合は、使用することができる。

(ミーティングルーム及び多目的スペースの料金の特例)

第3条 利用者の施設利用の利便と施設の有効利用を図るため当日予約の特例を以下のとおりとする。

(1) 当日特例利用料金

条例別表第1項第1号の表ミーティングルームAの項から多目的スペースBの項までに掲げる利用料金の額及び同項第2号の表ミーティングルームAから多目的スペースBまでの利用料金の額に、100分の50を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、該当端数を切り捨てるものとする。

(2) 当日特例利用料金の条件

- ① 利用日当日の予約システムからの予約又は窓口での申請であること。
- ② 利用日当日から6日前を過ぎてから当該日の予約に対するキャンセルがないこと。
- ③ 上記キャンセルをした団体の構成員又は個人でないこと。

(営利活動に関する対応について)

第4条 柏市の「受益者負担の適正化基準」に従って、利用者の物品の販売及びサービスの提供について、下記の運用基準を適用する。

(1) 運用基準

	ミーティングルーム 多目的スペース	オープンスペース
物品の販売 サービスの提供	可（*1）	不可（*2）

*1

- ・使用者は条例第23条に基づいて、禁止行為の解除申請をする。

- ・利用料金の算定基準となる使用者区分については、主たる使用目的が物品の販売やサービスの提供による利益の獲得と見なされる場合は、営利目的使用者と位置づけ、条例で定める営利団体と同額の負担とする。

* 2

- ・オープンスペースについては不特定多数の市民がともに利用する空間であり、空間を厳密に区分することができないため、原則どおり、物品の販売およびサービスの提供は不可とする。ただし柏市又は指定管理者の主催、共催又は後援するイベントについてはこの限りではない。

(使用中止に関する制限規定)

第5条 条例第13条、第14条及び第15条による許可を受けた利用者（以下「許可利用者」という。）が、条例第17条及び施行規則第15条に定めた届出が無く、次に該当するときは、許可利用者に対して、条例第18条に基づき施設の使用等を制限若しくは停止（以下「制限等」という。）する。

- (1) 使用日当日から6日前を過ぎてから使用中止の申し出（以下、「直前キャンセル」という。）があった許可利用者。（以下「制限等該当者」という。）
- (2) 制限等該当者が、使用日より7日後の午後8時までに使用料の支払いがあった場合は、制限等の適用を受けない。

(制限等の内容及び期間等)

第6条 指定管理者は、制限等該当者がいるときは、制限等該当者に速やかに連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた制限等該当者は、使用日から起算して7日を過ぎた日の翌日から30日間、公共施設予約システムからの新たな利用申請、抽選の申し込み、当選の申請はできないものとする。
- 3 制限等該当者が、制限等の期間中において、別に許可を受けている利用の直前キャンセル又は無断キャンセルに該当した場合、該当する度に制限等を適用し、この場合における制限等の期間は、既に適用を受けている制限等の期間に追加した期間とする。
- 4 制限等の適用に関しては、指定管理者が止むを得ないと認める場合（公共交通機関の乱れや自然災害など）を除き、いかなる例外も認めない。

(オープンスペース占有利用)

第7条 オープンスペースの占有利用については条例第14条の規定による許可を受けたもので、1時間を単位として下記の表のとおり利用することができる。

貸出区分	市内利用料金/1時間	市外・営利利用料金/1時間
Aタイプ	700円	3,790円
Bタイプ	580円	3,130円
Cタイプ	470円	2,250円
Dタイプ	1,280円	4,500円
1区画	110円	550円

なお、原則として1区画での占有は大丸テーブルとする。またCタイプ、Dタイプの利用は施行規則第2条第1項第1号に定める優先団体に限る。

2 オープンスペースの占有利用については条例第 22 条に定める行為の他、不特定多数の市民がともに使用する空間であることから、以下の行為を禁止とする。

(1) 特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること。

(オープンスペース内の有料席)

第 8 条 オープンスペース内に電源コンセント付きの有料席を以下のとおり設置する。

(1) 利用料金

市内在住者 各利用区分時間内一律 2 0 0 円

市外在住者 各利用区分時間内一律 6 0 0 円

(2) 利用申請

利用当日、現在又は次の利用時間の利用申請書を総合受付窓口へ提出する。

現在利用中の使用者は、現在の利用が終了するまで次の時間帯の利用申請はできない。

利用受付は先着順とする。

(コワーキングスペース及びロッカーの使用)

第 9 条 コワーキングスペースの利用可能時間は午前 9 時から午後 9 時とする。

2 条例第 9 条第 2 号に定める使用者の範囲を以下のように拡大する。

(1) コワーキングスペース（月単位での利用に限る）

コワーキングスペースの使用は市民公益活動団体の使用申し込み終了後、定員に空きがある場合は、営利団体を除く市内一般団体等の使用を認める。

(2) ロッカー（月単位での利用に限る）

ア ロッカーの使用は市民公益活動団体の使用申し込み終了後、定員に空きがある場合は、営利団体を除く市内一般団体等の使用を認める。

イ ロッカーは、窓口及びインターネットを通じて施設使用許可申請書を提出することができる。

(3) コワーキングスペースの当日 1 日利用

市民公益活動団体、月単位での使用申し込み終了後、定員に空きがある場合は、営利団体を除く 16 歳以上の当日 1 日単位での使用を認める。

3 施行規則第 7 条第 2 号に定める申請方法を以下のように拡大する。

コワーキングスペース（月単位での利用に限る）はインターネットを通じて施設使用許可申請書を提出することができる。

(コワーキングスペースの打合せスペース運用について)

第 10 条 コワーキングスペース利用者の利便性を図るため打合せスペースを以下のように設置する。

(1) 設置場所

コワーキングスペース内ロッカースペース前のテーブル 4 つ分をパーティションで区切り打合せスペースとする。

(2) 使用者の範囲 前条第 2 項第 1 号に定める範囲に限る。

(3) 利用時間 午前 9 時から午前 12 時 午前 12 時から午後 3 時 午後 3 時から午後 6 時

内容は、原則として「後援」の名義使用の承認に限る。後援する事業は柏市の市民団体等が主催し、柏市の後援、もしくは柏市の補助金で実施する事業に限る。

(附帯設備等利用料金)

第14条 条例の別表に定めのない利用料金を下記のとおりとする。

(1) 附帯設備利用料

設備・備品名	個数	利用料金 (円)	配置場所
ポータブルワイアレスアンプ ワイヤレスマイク 2本含む	3	310 円/3 時間	総合受付にて貸出
CD プレイヤー	2	310 円/3 時間	総合受付にて貸出
DVD プレイヤー	2	310 円/3 時間	総合受付にて貸出
譜面台	5	100 円/3 時間	総合受付にて貸出
舞台	4	310 円/1 時間	オープンスペース
PA アンプスピーカー一式	1	360 円/1 時間	オープンスペース
50 インチモニター	1	550 円/3 時間	総合受付にて貸出
書画カメラ	1	310 円/3 時間	総合受付にて貸出
ワイヤレスマイク・スピーカー	4	310 円/3 時間	総合受付にて貸出
3D プリンター	1	360 円/1 時間	作業スペース
紙折り機	1	200 円/2 時間	作業室
裁断機	1	200 円/2 時間	作業室
ラミネーター	1	200 円/2 時間	作業室
パソコン	1	200 円/2 時間	作業室

※作業室パソコンについては、以下に付随する場合、利用料金を徴収しない。

- ①大判プリンター
- ②複合機の印刷機能 (スキャナー機能は除く)

※作業室内の紙折り機、裁断機、ラミネーター、パソコンについては、市外及び営利団体料金を2時間600円とする。

(2) コピーサービス

大判プリンター (長尺プリンター) 1台 設置場所: 作業室

カラー印刷 (1メートルにつき)			
	33インチ幅 (841mm)	36インチ幅 (914mm)	42インチ幅 (1066mm)
用紙持ち込み	400 円	500 円	600 円
普通紙	800 円	900 円	1,000 円
光沢紙	1,300 円	1,500 円	1,700 円
白黒印刷 (1メートルにつき)			

用紙持ち込み	200 円	300 円	400 円
普通紙	600 円	700 円	800 円
光沢紙	1,100 円	1,300 円	1,500 円

※市外料金と営利利用の場合は，上記料金の3倍

印刷機（輪転機）2台 設置場所：作業室

製版	1 製版	70 円
印刷	50 枚	10 円

カラー複合機 3台 設置場所：作業室，コワーキングスペース，PC コーナー（閲覧用）

モノクロ	1 枚	10 円
カラー	1 枚	50 円

(3) 物品販売

用紙

A4	1 枚	1 円
A3	1 枚	2 円
B5	1 枚	1 円
B4	1 枚	2 円

ラミネートフィルム

A4	1 枚	10 円
A3	1 枚	20 円
B5	1 枚	10 円
B4	1 枚	20 円

附 則（平成 30 年 9 月 25 日）

- この規程は，平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 使用中止に関する制限規定については平成 30 年 11 月 1 日からの使用中止届に適用する。

附 則

平成 31 年 2 月 12 日改定，同日から施行する。

第 3 条（3）使用日より 7 日後に変更

第 7 条付加

第 8 条付加

附 則

平成 31 年 4 月 1 日改定，同日から施行する。

第 8 条印刷機料金改定

第9条付加

附 則

令和1年9月6日改定，令和1年10月1日から施行する。

第8条(1) 附帯設備使用料改定

第9条(3)(4) 付加

附 則

令和2年10月1日改定，令和3年1月4日から施行する。

第3条及び第4条 改定

附 則

令和3年3月25日改定，令和3年4月1日から施行する。

第8条, 第10条, 第11条, 第12条 付加

第13条(1), (4) 改定

附 則

令和4年12月1日全部改定，同日から施行する。

附 則

令和7年1月1日改定，同日から施行する。

第8条 3付加

附 則

令和7年4月1日改定，同日から施行する。

第13条(2) 改定

附 則

令和7年12月26日改定，令和8年4月1日から施行する。

第1条, 第3条, 第6条, 第7条 改定

第8条及び第14条(1) 付加

附 則

令和8年3月4日改定，令和8年4月1日から施行する。

第9条(2) 付加